

会 議 録

会議名	庁議
開催日時	令和5年10月30日（月）午前11時00分から午前12時00分まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	委員：辻市長、森吉副市長、吉田副市長、小川教育長、小泉参与、 並木市長公室長、前田総務部長、八木都市デザイン部長、 土本教育次長兼教育・こども部長、左海政策・資産マネジメント担当課長 担当部：辻生涯学習部長、前田生涯学習部次長、森下文化遺産活用課長、 千葉文化遺産活用課長補佐 関係課：西川総務管財室長、澤田総務管財室総括主査、横田公園緑地担当課長 事務局：東政策企画室長、田嶋政策企画室総括主幹、伊賀政策企画室主事
議事次第	いずみの国歴史館への「文書館」機能設置について
会議資料	次第 【資料番号1】和泉市政策調整委員会付議要求書 【資料番号2】いずみの国歴史館への「文書館」機能設置について 【資料番号3】政策調整委員会における主な質問及び回答並びに審議結果について 【資料番号4】教育委員会定例会における質問及び回答について 【参考資料1】和泉市政策調整委員会要綱 【参考資料2】和泉市庁議等会議規程 【参考資料3】和泉市文書館（もんじょかん）業務に関する基本的な考え方について 【参考資料4】これまでの経過と「文書館」機能の必要性
会議の要旨	いずみの国歴史館への「文書館」機能設置について、市史編さん室を庁舎分館からまなびのプラザ内にある現在の緑化センター事務所に移設し、「文書館」機能を設置するとともに、緑化センター事務所をまなびのプラザ内にある現在の緑の工房に移設し、書庫機能については庁舎第1分館において確保することとした。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
事務局	<p>本日は、これまでの政策調整委員会などに関する報告を行い、その後、意見交換を踏まえて、意思決定をお願いすることとなる。</p> <p>それでは、政策調整委員会の委員長である森吉副市長から「これまでの経過」を報告願う。</p>
森吉副市長	<p>【審議結果の報告】</p> <p>本件については、和泉市政策調整委員会要綱第6条第1項に基づき、令和5年9月27日付けで、生涯学習部長から付議要求があったものであり、令和5年10月4日の政策調整委員会において審議を行った。</p> <p>政策調整委員会での意見については、後ほど所管部から説明するが、審議結果としては、付議要求のとおり承認した。また、10月12日の教育委員会定例会における教育委員からの意見についても、あわせて所管部から説明する。</p> <p>については、本日の庁議にて、付議事項の意思決定を願う。</p> <p>【議題 いずみの国歴史館への「文書館」機能設置について】</p>
事務局	<p>所管部から内容の説明を願う。</p>
辻部長	<p>資料番号1</p> <p>第5次和泉市総合計画および和泉創発プランにおいて、市史編さん事業で収集した古文書や歴史公文書を一般に公開する文書館の開設が掲げられ、北西部地域公共施設再編成事業に係る公共施設の配置計画において、市史編さん室は「文書館としての機能・運営内容等を踏まえ移転先を検討すること」とされた。</p> <p>また、令和3年8月11日付け文書館業務検討委員会の答申において、文書館の基本理念、役割、機能、施設、体制などの基本的な考え方が示され、設置場所については、まなびのプラザが候補地に挙げられた。</p> <p>以上を踏まえ、市史編さん室をまなびのプラザ内にある現在の緑化センター事務所に移設し、「文書館」機能を設置するとともに、書庫機能については、庁舎第1分館に確保し、歴史館との一体運営を行うことで、「文書館」機能を有した博物館として歴史館の充実を図ろうとするものである。</p> <p>なお、これらに伴い、緑化センター事務所は、まなびのプラザ内にある現在の緑の工房に移設する。</p> <p>効果としては、「文書館」機能を備えた博物館として、歴史館の充実を図り、市民の郷土愛の醸成に寄与するとともに、市民への説明責任の実現や行政運営の効率化を進めるもので、新たな施設の建設を伴うことなく、機能充実を図ることから、FMの推進にも繋がるものである。</p>

文化遺産活用課	<p>以上のことから、①市史編さん室を「いずみの国歴史館」が所在するまなびのプラザ内（現緑化センター事務所）に移設し、文書館機能を設置すること、②緑化センター事務所をまなびのプラザ内（現緑の工房）に移設すること、③庁舎第1分館に書庫機能を確保することの3点について、意思決定を願うもの。</p> <p>参考資料4</p> <p>「文書館」機能とは、全国的な公文書管理を巡る状況と市史編さん事業の蓄積を踏まえ、市史編さんで収集した古文書などの地域資料と歴史公文書を収集・保存・公開しようとするものである。これまでの経過と「文書館」機能の必要性は記載のとおりである。</p> <p><u>○7 ページ</u></p> <p>図は、公文書の発生から廃棄もしくは歴史公文書として保存公開に至るまでのライフサイクルを川の流に例えて示したものである。原課において、公文書の発生時に保存期間満了後の措置（廃棄もしくは移管）を定める。なお、永年保存は30年保存に切り替える予定である。保存期間が満了するまでの間は原課の所管となり、情報公開条例に基づき公開する。保存期間満了時には、再度、廃棄もしくは移管するかを評価選別し、移管するものについては、教育委員会に移管され、文書館において整理の上、公開し、市民の閲覧に供するものである。</p> <p>資料番号2</p> <p><u>○1 ページ</u></p> <p>①市史編さん室を「いずみの国歴史館」が所在するまなびのプラザ内（現緑化センター事務所）に移設し、文書館機能を設置すること、②緑化センター事務所をまなびのプラザ内（現緑の工房）に移設すること、③庁舎第1分館に書庫機能を確保することについて、審議を求めるもの。</p> <p><u>○2 ページ</u></p> <p>いずみの国歴史館への「文書館」機能設置による効果は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文書館」機能を備えた博物館として歴史館の充実を図ることにより、総合的な文化財行政と生涯学習を推進する拠点となること ・市史編さん事業で収集した古文書や歴史公文書について、収集だけでなく積極的な公開と発信を行うことにより、市民の利用を促進し、郷土愛醸成に寄与するとともに、シティプロモーションの強化に繋がること ・地域資料や歴史公文書の安定的な保管場所を確保し、公開することにより、市民への説明責任を果たすとともに、行政運営の効率化に繋がること <p>また、新たな施設の建設を伴うことなく、人件費も最少にして機能充実を図ることにより、FMの推進にも寄与するものである。</p> <p><u>○3 ページ</u></p> <p>目標とする体制は、市史編さん室をまなびのプラザに移転し、歴史館に「文書館」機能を付加することであり、既存施設を活用して機能充実を図るものである。</p> <p>現在、歴史館では土器等の出土遺物の整理や資料の保管、展示を行っており、市史編さん</p>
---------	---

ん室では古文書等の地域資料の収集、調査研究に取り組んでいる。市史編さん室を歴史館に移転し、地域資料と併せて歴史公文書を扱う「文書館」機能とすることにより、歴史館と一体的な運営を行うものである。

なお、書庫スペースについては、いずみの国歴史館では不足するため、庁舎第1分館において保管機能を補う。

○4 ページ

市史編さん室は、庁舎分館2階に執務室と収蔵庫があり、職員配置は会計年度任用職員3名と調査員8名である。北西部地域公共施設再編成事業に係る公共施設の配置計画において、庁舎分館は令和7年度に除却の予定であり、市史編さん室の移転場所を検討する必要がある。

このことに関して、令和3年第2回定例会委員会協議会において、文書館としての機能・運営内容等を踏まえ移転先を検討すると報告している。

○5 ページ

市史編さん室がある庁舎分館のレイアウトは記載のとおりであり、市史編さん室の施設面積は147㎡である。

○6 ページ

市史編さん事業は、平成8年度から取り組んでおり、各町会の協力を得て、市内23箇所の調査を実施し、事業の成果は記載のとおりである。

○7 ページ・8 ページ

市史編さん事業の課題は、庁舎分館が除却されることから安定的に資料を保管する場所を確保すること、地域資料について市史編さんを目的とした収集から積極的な公開と発信へ繋げることの2点である。

市民からの地域資料の寄贈・寄託は、市史編さん事業の進展に伴い増加傾向であるが、市の歴史や文化財に関する年間の問い合わせ件数は約40件、古文書などの資料の公開閲覧件数は約10件に留まっており、資料の積極的な公開に至っておらず、常時公開できる体制が必要である。

○9 ページ

まなびのプラザには、

- ・文化遺産活用課が所管する、いずみの国歴史館
- ・都市整備室公園緑地担当が所管する、指定管理者である公共施設管理公社緑化部門の事務所および自主事業を実施する緑の工房

があり、各施設のレイアウト、所管部署および面積は図のとおりである。

いずみの国歴史館の課題は、庁舎分館の市史編さん室と離れていることによる地域資料を搬送する手間や、市民からの問い合わせ先が分散しワンストップが実現していないことである。

○10 ページ

いずみの国歴史館は、1階に展示室、地下に収蔵庫と作業室があり、面積は908.392㎡である。1階部分の職員配置は再任用職員1名と会計年度任用職員3名であり、企画展・常設展の開催や、共用会議室にて各種講座の開催などを実施している。地下部分の職員配

置は調査員3名であり、土器等出土遺物の整理と保存をしている。

○11 ページ

公共施設管理公社緑化部門は、1階に事務所と緑の工房、地下に車庫があり、面積は359.459㎡である。職員配置は、公社職員6名、臨時職員12名およびシルバー人材センター職員1名である。

緑の工房では、緑の窓口相談や各種園芸教室、みどりの体験講座などを年間213回開催している。緑の工房内にあるキッズルームは、年間約6,000人が利用している。

○12 ページ

市史編さん室について、緑化センター事務所へ移転することにより、施設面積は147㎡から96㎡となる。

これに伴い、緑化センター事務所は緑の工房に移転することとし、移転により施設面積は96㎡から111㎡となり、緑の工房内にあるキッズルームは、ロビーに移設して機能を維持する。

なお、緑の工房で実施している各種講座は、共用の会議室にて実施する。

○13 ページ

図は、文書館・歴史館部分を拡大したレイアウトである。現在の学芸室を執務室とし、歴史館および市史編さん室の職員が一体的に運営を行う。現在の歴史館の受付カウンターは、総合受付とし、歴史館の入館者および文書館の閲覧希望者の受付を行う。緑化センター事務所の部分は、文書の整理作業スペース、文書館所蔵資料の閲覧スペースとし、一部書庫・書架とする。

想定する来館者の動線は、

- ・来館者は総合受付にて、閲覧を希望する地域資料、歴史公文書の請求や、歴史文化財に関する調査研究について相談
- ・市史や紀要など関連する図書の見学で済む場合は、図書閲覧スペースで見学
- ・地域資料、歴史公文書については、すぐに閲覧可能な場合は、現在の緑化センター事務所に設置する閲覧スペースにて資料を見学、但し、個人情報の観点から資料の公開に審査が必要な場合は、当日は受付のみを行い審査の後に日を改めて閲覧という流れになる。

○14 ページ

古文書などの主な地域資料や和泉市合併前の旧町村役場時代の公文書などは歴史館に収蔵するが、現在市史編さん室で所蔵している地域資料の全て、また、今後受け入れる歴史公文書の全てをまなびのプラザに収蔵することはできないため、庁舎第1分館3階に書庫を確保する。

なお、現時点で文書量を確定させることはできないため、書庫スペースの配分は、移転時の文書量を踏まえて確定する。

○15 ページ

文書館の開設について、歴史館と市史編さん室が一体化することにより、定例的な業務の効率化を進めるが、専門性と経験を要する業務も多く、また、当面は、歴史公文書の受け入れ作業が大量に発生することや和泉市の歴史の刊行が令和8年度まで予定されてい

ることから、令和8年度までは現在の職員体制を維持する。

文書館の運営については、歴史公文書の評価選別、文書公開の判断は、市の責任において行うべきものであり指定管理者制度にはなじまないため、市の直営で実施する。

なお、歴史公文書の評価選別にあたっては、全庁ヒアリングを実施する予定であり、文化遺産活用課職員自身も研修などを通じて、力量向上を図る。

○16 ページ

文書館の開設にかかるコストは、改修工事費、備品費、引越費およびデジタルアーカイブ構築費で合計1,440万円である。運営にかかるコストは、デジタルアーカイブ利用料で120万円だが、令和9年度以降は施設統合に伴う再任用職員1名と調査員2名の人件費490万円の削減が可能であり、年間で370万円の削減を見込んでいる。開設にかかる経費は、約4年で回収できる見込みである。

○17 ページ

表は、施設配置変更に伴う各施設の面積および人数の変更についてまとめたものである。

○18 ページ

図は、施設配置の変更についてまとめたものである。

○19 ページ

左の図は、本庁を含めた現在の運営体制を示しており、いずみの国歴史館、市史編さん室、信太の森ふるさと館、池上曾根弥生情報館の4つの施設を所管している。右の図は、令和9年度以降の運営体制を示しており、いずみの国歴史館と市史編さん室は、「文書館」機能を含む歴史館として一体運営を行い、職員については、再任用職員1名と調査員2名を削減する。

○20 ページ

施設移転・整備については、庁議での最終決定に基づき、改修等の予算を要求し、令和6年度に改修工事、令和7年度に市史編さん室および書庫の移転を行う。

公文書管理条例およびいずみの国歴史館条例については、令和5年第4回定例会委員会協議会において報告を行い、パブリックコメントを実施した後に、令和6年第1回定例会に議案を提出する。

文化遺産活用課の業務としては、令和6年4月に公文書管理条例の一部を施行し、令和6年度、令和7年度の2年間をかけて、条例に基づき歴史公文書の評価選別作業、公開に向けた整理作業を実施する。令和8年4月には公文書管理条例およびいずみの国歴史館条例を全部施行し、「文書館」機能を備えた歴史館としてリニューアルオープンする。

○21 ページ

いずみの国歴史館条例の主な改正案を示したものであり、第3条の事業に、特定歴史公文書を永久に保存し、一般の利用に供すること、歴史公文書の調査研究を行うことを追加する予定で調整を進めている。

資料番号3

1. 政策調整委員会における主な質問及び回答等

○項番 2

「「文書館」機能の設置について、これまで、議会への周知や報告等はどのようなものであるのか。」に対し、「文書館の開設に関しては、和泉躍進プラン、平成 27 年の市政運営方針、第 5 次総合計画、和泉創発プランにおいて示している。平成 27 年の大綱質疑では、文書館の事業内容についての質問があり、平成 30 年の決算審査特別委員会では、市民から寄贈寄託をうけた史料について適切な保管スペースと機能を確保するように意見があった。文書館業務検討委員会の設置ならびに廃止については、厚生文教委員会等で報告している。」と回答した。今後は、令和 5 年第 4 回定例会委員会協議会において、「文書館」機能の設置に向けて、いずみの国歴史館条例の改正について報告する予定である。

○項番 4

「「文書館」機能は郷土愛の醸成や輝く子どもを育む教育のまち条例の目的に寄与するため、愛称募集は大々的に実施してほしい。」に対して、今後、市民への周知に繋がるよう、大々的に実施することを検討する。

○項番 5

「文書館の愛称の募集について、他市ではどのような名称があるのか。」に対し、「尼崎市立歴史博物館では、地域資料や歴史公文書を扱う「地域研究史料室」を「あまがさきアーカイブズ」という」と回答した。今後は、他の事例についても調査を行う。

○項番 9

「緑化センターの事業にも少なからず影響が出ることになるが、今後、「まなびのプラザ」をより開かれた施設とするように、緑化センターや公園緑地担当と協力して、運営してほしい。」に対して、今後は、あらためて、市史編さん室や歴史館の職員を含む課内職員全員の認識をしっかりとあわせて、また、緑化センターや公園緑地担当との連携もこれまで以上に密にとりながら、より良いまなびのプラザとなるように事業を推進していく。

○項番 10

「文書館の組織、運営体制が本日の説明では、わかりづらいので、庁議では、まず始めに参考資料 4 にある「(参考) 公文書のライフサイクルと文書館の役割」から説明するように。」に対して、本日の庁議では、参考資料 4 の 7 ページ「(参考) 公文書のライフサイクルと文書館の役割」を始めに説明した。

○項番 12

「文書館に対する本庁職員の関わり方が本日の資料では、わからない。庁議までに整理するように。」に対し、「文化遺産活用課長が館長となり、これまでも市史編さん事業および歴史館の業務は、本庁職員との連携のもと実施しており、「文書館」機能設置後も同様となる。庁議までに、本庁を含めた「文書館」機能の運営体制を示す資料を追加する。」と回答した。本日の庁議では、資料番号 2 の 19 ページに参考資料として本庁を含めた「文書館」機能の運営体制を示す資料を追加した。本庁職員が関わる業務内容は、施設の管理監督のほか、歴史公文書の評価選別、公開・非公開の判断などである。

○項番 14

「令和 9 年度以降の人件費の削減効果について、施設統合のメリットを活かして、更なる効率化に努めてほしい。」に対して、今後は、事業の効率化に努める。

	<p>○項番 16</p> <p>「公文書の永年保存が有期保存に変更となることについて、永年保存という概念は職員のものにも沁みついていると考えられるため、職員への周知や研修を実施してほしい。」に対して、今後は、令和6年度中に実施する永年保存文書の評価選別に係る各課ヒアリングを通じて、職員周知を徹底する。</p> <p>その他の質問回答等については、記載のとおりである。</p> <p><u>2. 政策調整委員会の審議結果について</u></p> <p>いずみの国歴史館への「文書館」機能設置について、市史編さん室を庁舎分館からまなびのプラザ内にある現在の緑化センター事務所に移設し、「文書館」機能を設置するとともに、緑化センター事務所をまなびのプラザ内にある現在の緑の工房に移設し、書庫機能については庁舎第1分館において確保することとし、最終の意思決定を図るよう審議結果を受けた。</p> <p>資料番号 4</p> <p><u>教育委員会定例会における質問及び回答等</u></p> <p>○項番 1</p> <p>「市民へのPRが重要であるが、愛称募集のほかどのような手法を検討しているか。」に対し、「歴史館と一体運用することで、歴史館の充実を図るとともに、「文書館」機能のPRをすすめる。歴史館のオープン記念展を開催し、文書館が所蔵する地域資料や歴史公文書を展示し、「文書館」機能のPRを行う。」と回答した。</p> <p>○項番 2</p> <p>「歴史館の来館者数は。また、歴史館と文書館の一体運営の観点で、どのような取り組みをすすめていくのか。」に対し、「歴史館の年間来館者数は、1万人余り。市内の小学6年生が歴史館を訪れる「文化芸術科学ふれあい体験事業」の際には、文書館が所蔵する地域資料や歴史公文書を子どもたちに紹介し、郷土愛醸成につなげたい。」と回答した。</p> <p>○項番 3</p> <p>「キッズスペースには、ベビーカー置き場も必要ではないか。また、こどもたちの遊び声が展示室内にまで響くおそれはないか。」に対し、「親子連れの利用もあるため、ベビーカー置き場を含め、安全性とともに防音性にもできるだけ配慮した設計となるよう、公園緑地担当と調整する。」と回答した。</p> <p>事務局</p> <p>所管部から説明があった。</p> <p>先の政策調整委員会でも、様々な事項に関して、庁内の認識合わせを行ったが、所管部から説明のあった教育委員会定例会の意見も含めて、この場で改めて確認すべきこと等、意見・質問等はないか。</p> <p>【質疑】</p> <p>左海課長</p> <p>教育委員会定例会で来館者数の質問があったが、歴史館への年間の来館者数約 10,000</p>
--	---

	<p>人のうち、小学校の授業による来館者数と一般の来館者数の内訳を教えてください。</p> <p>また、歴史館に「文書館」機能を備えた結果、一般の来館者数が増加すると想定されるが、どれくらいの増加を目標とするのか。</p>
文化遺産活用課	<p>文化芸術科学ふれあい体験事業による小学6年生の来館者数は約1,800人、一般の来館者数は約8,000人強である。</p> <p>「文書館」機能の設置による来館者数の増加については、現在、市史編さん室での公開閲覧件数が年間10件程度であることから10倍の100人、古文書講座などの各種講座やイベントなどによる400人の合計500人の増加を目標とする。</p>
左海課長	<p>いずみの国歴史館は平成10年建築の長寿命化対象施設であり、これまでもESCO事業に取り組むなど、FMの推進に寄与している。これからもPRやイベントを通して、より活性化した施設となるように取り組んでほしい。</p>
小泉参与	<p>政策調整委員会、教育委員会定例会ともに文書館のPRが重要との意見があったように、まなびのプラザがより活性化し、多くの市民に利用される施設になってほしいと考える。現在、保存している古文書のうち、文書館のPRの目玉となるようなものについて教えてください。</p>
文化遺産活用課	<p>現在、市史編さん室で寄贈・寄託を受けた古文書などの地域資料は、70件12,000点を超える。文書館のPRの目玉となるような資料としては、府の指定文化財に指定されている平安時代から室町時代の黒鳥村文書44点がある。また、平安時代から鎌倉・室町時代にかけての大般若経600巻があり、仏並・池辺家、室堂・森光寺、平井・羅漢寺、黒鳥町・長楽寺など4セットの大般若経を所蔵しているほか、江戸時代の村の検地帳や絵図などもある。</p> <p>なお、歴史公文書では、市指定文化財である和泉市合併前の旧町村役場公文書754点を所蔵しており、明治の地租改正に際して作成された村絵図や和泉市合併関係資料などがある。</p> <p>オープン記念展では、文書館のPRを兼ねて、目玉となるような資料や歴史公文書を一挙に公開する予定である。</p>
小泉参与	<p>いずみの国歴史館は久保惣ミュージアムタウンの区域内であるため、美術館とも連携するなど工夫をしてほしい。市民に周知することも大事だが、隣には桃山学院大学もあるので、学生に対しても周知をお願いする。</p>
並木公室長	<p>資料番号2の19ページの令和9年度以降の体制について、各施設の会計年度任用職員の人数が異なるのは、担う業務の違いからだと思うが、いずみの国歴史館と他の施設との運営体制の違いについて教えてください。</p>

文化遺産活用課	<p>池上曾根弥生情報館と信太の森ふるさと館は、それぞれ会計年度任用職員 2 名の体制だが、施設の維持管理や受付などの一部業務は地元住民で組織される史跡公園協力会に委託している。いずみの国歴史館や市史編さん室には協力会はなく、「文書館」機能設置後については、施設の維持・管理業務や受付業務は施設統合により効率化できるが、地域資料の収集・保存・公開および歴史公文書の保存・公開に関わる文書館の業務や、出土遺物や民俗資料の保存や資料の展示に関わる歴史館の業務など、専門の職員が必要なため会計年度任用職員 6 名の体制となる。</p>
吉田副市長	<p>今回の審議は、施設面が中心だが、政策調整委員会での意見を踏まえ、始めに参考資料 4 の 7 ページ「公文書のライフサイクルと文書館の役割」の説明があった。しかし、文書館で保管し、公開・展示する公文書に関する説明としては不足する部分もあるため、今後、外部に説明する際には、しっかり説明するようにしてほしい。</p>
辻市長	<p>今回の取り組みは、歴史的価値のあるものを収集し、一般に公開するものであり、デジタルアーカイブの構築も進めるということだが、デジタル化して保管するだけでなく、インターネット上で閲覧することは可能か。また、デジタルアーカイブに関する費用について教えてほしい。</p>
文化遺産活用課	<p>現物資料の閲覧については来館する必要があるが、広く公開可能なものについてはデジタルアーカイブを構築し、WEB 上から、いつでも、だれでも、どこでも閲覧できるようにしたいと考えている。デジタルアーカイブは、令和 7 年度に構築し、令和 8 年度から運用を開始する予定である。現在、市史編さん室では、古文書や歴史公文書のデジタルカメラによる撮影や過去にマイクロフィルムで撮影した古文書のデジタルコンバートなどの作業に継続して取り組み、デジタルデータの蓄積をはかっているところである。</p> <p>費用については、最近デジタルアーカイブを構築した泉大津市を参考にしており、構築費が 500 万円、利用料が年間 120 万円と試算している。</p>
辻市長	<p>現在、キッズルームは年間約 6,000 人が利用しているとのことだが、「文書館」機能の設置に伴いキッズスペースとして縮小されることになる。子どもたちが健やかに遊べる代替施策の検討について、緑化協会だけでなく、文化遺産活用課も一緒に考えて欲しいと思うが、どのように整理しているか。</p>
文化遺産活用課	<p>現在のキッズルームは約 50 m²だが、実際にマットを敷いている面積は約 30 m²である。今回、移設先がロビーになるため、キッズスペースとして利用できる空間は小さくなるが、子どもが遊ぶマットの面積（間仕切りのベンチ兼用部も含む）は約 27 m²を予定しているため、影響は少ないものと考えている。</p> <p>キッズスペースは、子どもたちが健やかに遊んだり、休憩したりできるようにするだけでなく、歴史館が所蔵する土器パズルにチャレンジできるようにするなど、子どもたちが和泉市の歴史や文化財に触れ、興味関心を持つきっかけづくりとなるような工夫ができる</p>

	<p>ように考えている。緑化センターや公園緑地担当と協力して、充実したキッズスペースとなるように検討する。</p>
事務局	<p>【結論】</p> <p>他に質疑等がないようなので、全委員に諮る。</p> <p>いずみの国歴史館への「文書館」機能設置については、市史編さん室を庁舎分館からまなびのプラザ内にある現在の緑化センター事務所に移設し、「文書館」機能を設置するとともに、緑化センター事務所をまなびのプラザ内にある現在の緑の工房に移設し、書庫機能については庁舎第1分館において確保することを庁議での了承としてよろしいか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
事務局	<p>最後に市長から一言願う。</p>
辻市長	<p>和泉市は、本当に歴史、文化資源が多くあり、教育大綱でも文化資源に触れ合う機会の創出、郷土愛の育みを宣言しているところである。また、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例においても、子どもが郷土和泉を誇りに思い、愛する心を持ち得るよう施策展開を行うことをうたっている。このことから、今回の歴史館に「文書館」機能を追加し、歴史的公文書の調査研究、市民への閲覧を展開していくことは、教育大綱、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例における理念の具体化であるものと考えている。</p> <p>ただ、勘違いしてはいけないのは、目的は、歴史館を改修し「文書館」機能を整備することではなく、市外の方を含めたくさんの方に来館してもらったり、学校の授業なども通じて、子どもたちに郷土愛を育むことが目的であることをしっかり認識頂き、今後の施策展開を願う。</p> <p>については、予算要求の時期ではあるが、庁議で決定したから予算要求するのではなく、郷土愛の育みを目的に、その後の施策展開をしっかり整理し、その内容を議会も含め、しっかり理解してもらえるように、今後の展開を願う。</p>
事務局	<p>以上で「いずみの国歴史館への「文書館」機能設置について」の庁議を終了する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>